第十七条中「及び第八百七十二条（第四号）」を「、第八百七十条の二第一項、第五項及び第八項、第八百七十二条（第五号）」に改め、「限る。）」の下に「並びに第八百七十二条の二第一項」を加え、同条の表第八百七十二条第四号の項を次のように改める。

第八百七十条の二第一項、第五項及び第八項	前条第二項第二号

第十七条の表に次のように加える。

第八百七十条の二第一項及び第八項、第八百七十二条第五号並びに第八百七十二条の二第一項	当該各号	同号
第八百七十二条第五号及び第八百七十二条の二第一項	第八百七十条第二項各号	第八百七十条第二項第二号

第十八条中「及び第八百七十二条（第四号）」を「、第八百七十条の二第一項、第五項及び第八項、第八百七十二条（第五号）」に改め、「限る。）」の下に「並びに第八百七十二条の二第一項」を加え、同条の表第八百七十二条第四号の項を次のように改める。

第八百七十条の二第一項、第五項及び第八項	前条第二項各号	前条第二項第二号

第十八条の表に次のように加える。

第八百七十条の二第一項及び第八項、第八百七十二条第五号並びに第八百七十二条の二第一項	当該各号	同号
第八百七十二条第五号及び第八百七十二条の二第一項	第八百七十条第二項各号	第八百七十条第二項第二号

（鉱業登録令の一部改正）

第十条　鉱業登録令（昭和二十六年政令第十五号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百四十一条」を「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第九十九条」に改め、同条第二項中「第百四十八条第一項」を「第百六条第一項」に改める。

（鉱業登録令の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　前条の規定による改正後の鉱業登録令第三十一条第二項の規定の適用については、整備法第一条の規定による改正前の非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号。以下「旧非訟事件手続法」という。）第百四十八条第一項に規定する除権決定（整備法第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号。以下「新非訟事件手続法」という。）第百六条第一項に規定する除権決定とみなす。

2　この政令の施行前に鉱業登録令第三十四条第一項の規定による仮登録を命ずる仮処分の申請があった場合における当該申請を却下した決定に対する即時抗告の手続については、なお従前の例による。

（自動車登録令の一部改正）

第十二条　自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百四十一条」を「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第九十九条」に改め、同条第二項中「第百四十八条第一項」を「第百六条第一項」に改める。

（自動車登録令の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　前条の規定による改正後の自動車登録令第五十八条第二項の規定の適用については、旧非訟事件手続法第百四十八条第一項に規定する除権決定（整備法第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を新非訟事件手続法第百六条第一項に規定する除権決定とみなす。

（漁業登録令の一部改正）

第十四条　漁業登録令（昭和二十六年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百四十一条」を「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第九十九条」に改め、同条第二項中「第百四十八条第一項」を「第百六条第一項」に改める。

（漁業登録令の一部改正に伴う経過措置）

第十五条　前条の規定による改正後の漁業登録令第十五条第二項の規定の適用については、旧非訟事件手続法第百四十八条第一項に規定する除権決定（整備法第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を新非訟事件手続法第百六条第一項に規定する除権決定とみなす。

2　この政令の施行前に漁業登録令第二十九条第一項の規定による仮登録を命ずる仮処分の申請があった場合における当該申請を却下した決定に対する即時抗告の手続については、なお従前の例による。

（航空機登録令の一部改正）

第十六条　航空機登録令（昭和二十八年政令第二百九十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第四項中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）」を「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）」に改める。

第四十七条第一項中「第百四十一条」を「第九十九条」に改め、同条第二項中「第百四十八条第一項」を「第百六条第一項」に改める。

（航空機登録令の一部改正に伴う経過措置）

第十七条　この政令の施行前に航空機登録令第二十八条第一項の規定による仮登録を命ずる仮処分の申請があった場合における当該申請を却下した決定に対する即時抗告の手続については、なお従前の例による。

2　前条の規定による改正後の航空機登録令第四十七条第二項の規定の適用については、旧非訟事件手続法第百四十八条第一項に規定する除権決定（整備法第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を新非訟事件手続法第百六条第一項に規定する除権決定とみなす。

（厚生年金保険法施行令の一部改正）

第十八条　厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）の一部を次のように改正する。

第三条の十二の七中「第七十八条の二第四項」を「第七十八条の二第三項」に改める。

（建設機械登記令等の一部改正）

第十九条　次に掲げる政令の規定中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百四十八条第一項」を「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百六条第一項」に改める。

一　建設機械登記令（昭和二十九年政令第三百五号）別表の五の項添付情報欄ロ

二　抵当証券法施行令（平成三年政令第三百四十号）第二条第二号

三　農業用動産抵当登記令（平成十七年政令第二十五号）別表の十六の項添付情報欄ハ

（建設機械登記令等の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　前条の規定による改正後の同条各号に掲げる規定の適用については、旧非訟事件手続法第百四十八条第一項に規定する除権決定（整備法第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を新非訟事件手続法第百六条第一項に規定する除権決定とみなす。